

○音更町附属機関設置条例（抄）

平成22年音更町条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
2～5 （略）

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	（略）	（略）	（略）	（略）
	音更町男女共同参画計画審議会	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく音更町男女共同参画計画に関する審議を行うこと。	10人以内	審議を行い、答申が終了するまでの期間
	（略）	（略）	（略）	（略）
教育委員会	（略）	（略）	（略）	（略）